

# 年休裁判上告！ 上告受理申立！

## 労働者の年休権を守ろう！

高裁判決では、

- 1、多くが具体的に主張立証しなければならないにも関わらずされていません。
- 2、時季変更権の行使期間に関する法令解釈の誤り。
- 3、予備乗務員についての労基法26条に関する法令解釈の誤り。
- 4、要員不足状態では無かったという誤り。
- 5、時季変更権行使に係わる配慮義務に関する法令解釈の誤り。
- 6、申立人廣瀬の損害の認定に関する法令釈明の誤り。
- 7、その他

## 5月2日に上告・上告受理申立を行いました

高裁判決は、会社よりの判断で納得のいくものではありません。  
今の日本の裁判において、法の下で平等ではないように思います。  
裁判官もサラリーマン化し権力・出世等、上にいけば行くほど志しが  
変わって行くのではないのでしょうか。法の厳守、誠実な判断を願う！

**乗務員の皆さん、体を休められていますか？**

**年休権は、労働者がレクリエーションや休息するためのものだけでなく、命を守るためにも必要です。**

今の組合ではこれからも何も変わらないのではないのでしょうか？

**JR 東海 労と共に、労働条件・職場環境を変えませんか！**